



## 三州瓦屋根工事 奨励補助制度を ご利用ください

屋根に三州瓦を使用する住宅（自ら居住するための住宅）の建築主（建売住宅にあつては、三州瓦屋根工事指定通知を受けた建売住宅の購入者）に補助金を交付しています。

### 制度の要点

1 この制度における三州瓦とは高浜市内に本店を有する事業所において生産された瓦が対象になります。

2 補助対象者は高浜市内で次の条件を備えた住宅の建築主（増築・改築および屋根ふき替えを含む）または購入者です。

- ・瓦を使用し、景観形成に寄与する住宅
- ・屋根の主たる部分に三州瓦を使用する住宅

3 補助額は屋根工事（屋根工事に付随する門、塀などの瓦工事を含む）費用の25%以内の額（千円未満の端数は切捨て）で和型瓦は30万円、その他の瓦は8万円が上限となります。

この補助制度を利用するには、建築確認申請前に三州瓦屋根工事指定申請書の提出が必要です。

申請書類などの様式については市ホームページ内地域産業グループホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。

### 問合せ先

市役所地域産業グループ  
☎52-11111（内線272）

## 農業所得の申告は 収支計算が必要です

平成19年に農業所得を申告される方は、平成18年中の農業に関する取引について、書類（出荷伝票・請求書・領収書など）の保存

と記録を行い、収支計算による申告をしていただくこととなります。  
※平成18年分から農業調査表は送付されません。

### 問合せ先

市役所税務グループ  
☎52-11111（内線246）  
刈谷税務署  
☎21-62111（代）



## 生活排水対策を 推進しています

市では、生活排水対策推進計画（目標年度平成18年度～平成26年度）を策定しています。

高浜市内を流れる河川（稗田川など）、湖沼（油ヶ淵）、閉鎖水域である三河湾の水質汚濁の原因のほとんどは生活排水が占めています。

この計画は、こつした水辺が人

と自然とのふれあいの場となるように、その水質保全、浄化に努め、豊かな水辺空間を実現することを目指しています。

### 1 計画の内容

都市は人間活動が活発に営まれる場であり、人間生活や産業活動に伴う排出物も大量かつ集中的であることから、都市を起源とする水質汚濁が重要な問題となります。

このため、生活排水による水質汚濁の進行や、生活環境への関心の高まりなどを背景に、生活排水対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになりました。

市の東部を流れる稗田川は、南部を流れる高浜川に合流し、合流地点から1キロメートル上流で愛知県唯一の天然湖沼である油ヶ淵に通じています。

油ヶ淵では、市街地から流入する生活排水による水質汚濁の進行が見られています。（平成16年度の調査結果では全国ワースト6位）

こつしたことから、水質汚濁の主な発生源である生活排水と油ヶ淵を結ぶ流入河川において、水質汚濁の削減を図るため、市民一人ひとりの協力のもとに、生活排水対策を推進していく必要があります。